

徳島県告示第百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和元年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 特別保護地区の名称

津乃峰鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

阿南市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 指針案

(一) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

(二) 特別保護地区の指定目的

この区域は阿南市近郊にあり、神社境内林を中心に天然広葉樹林が残され、鳥獣の生息環境に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣管理担当、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び阿南市役所

二 1 特別保護地区の名称

太龍寺鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

阿南市の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

4 指針案

(一) 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

(二) 特別保護地区の指定目的

四国霊場二十一番太龍寺を中心とするこの区域は、東山溪県立自然公園に含まれ周辺はスギ古木によって深山を形成している。また、区域内には水源も多く、鳥獣の生息環境に極めて適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の環境の保全を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣管理担当、徳島県南部総合県民局  
保健福祉環境部環境担当及び阿南市役所